

新潟市テナント等家賃減額協力金事業

令和2年4月24日 12:00 時点

1. 概要

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、休業等に協力する市内店舗等の家賃の減額にご協力いただく不動産オーナーに対して、協力金を支給します。

2. 内容

(1)対象者 対象となるテナント等の家賃を減額・免除した貸主(不動産オーナー)

(2)対象となるテナント等

次のいずれかに該当すること

- ① 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」を受け、休業要請に応じた、中小企業・小規模事業者が経営する市内の事業所
- ② 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」を受け、営業時間の短縮要請(休業を含む)に応じた、中小企業・小規模事業者が経営する居酒屋を含めた市内の飲食店等

(3)支給額

令和2年2月から5月までの間に、契約書により確認できるテナント等の家賃を減額した金額の3分の2相当額(貸主1人当たり上限額20万円)

※2月に遡って減額した場合も対象となります。

3. スケジュール

詳細公表	5月上旬 ※決まり次第市のホームページに掲載します
申請受付開始	5月上～中旬
支給開始	5月中～下旬(申請受付から概ね1週間程度)

4. お問い合わせ

市役所コールセンター TEL:025 - 243 - 4894 (4月27日から)

担当:経済部産業政策課 電話:025-226-1610